

議案第 152 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の
一部を次のように改正する。

別表 1 中「新居放課後児童クラブ」を「上野北放課後児童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。